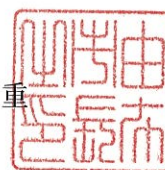


## 公募型プロポーザル公告

令和7年度由布市緊急時入所支援事業に係る夜間・休日等緊急時入所支援コーディネーター業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年3月10日

由布市長 相馬 尊重



由布市公告第 14 号

### 記

#### 1. 委託業務名

令和7年度由布市緊急時入所支援事業に係る夜間・休日等緊急時入所支援コーディネーター業務委託

#### 2. 公募期間

令和7年3月11日(火)～令和7年3月14日(金)

#### 3. 交付書類

- (1) 令和7年度由布市緊急時入所支援事業に係る夜間・休日等緊急時入所支援コーディネーター業務委託プロポーザル実施要領
- (2) 令和7年度由布市緊急時入所支援事業に係る夜間・休日等緊急時入所支援コーディネーター業務委託仕様書
- (3) 公募型プロポーザル参加表明書(公募-様式1)
- (4) 質問書(提案-様式2)

#### 4. 交付方法

由布市公式ホームページよりダウンロードしてください。

URL: <http://www.city.yufu.oita.jp/>

#### 5. 参加資格

- (1) プロポーザル参加資格審査の実施日において、由布市内で相談支援事業所の経営を行っていること。
- (2) 相談支援事業所は由布市より指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業両方の指定を受けていること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年 政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年 法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画の認定が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) このプロポーザル実施の公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、由布市からの事業者指定に関し、指定取消の措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 業務実施にあたり、緊急時にも速やかに打合せができる体制が取れること。

## 6. 参加申込手続き

参加表明書の提出（公募－様式1）

提出期限：令和7年3月14日（金）17時まで（必着）

提出方法：持参又は郵送（簡易書留に限る）による。

提出部数：1部

## 7. 問い合わせ・参加表明書の提出先

由布市役所 福祉課 障がい福祉係：柿木

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地

電話：097-582-1111（内線 2151）

Fax：097-582-1343

E-mail：fukusi@city.yufu.lg.jp